

自由貿易こそが食料安全保障の基礎

農業ビッグバンの経済学 グローバル化と人口減少時代の農政改革

8月31日、キャノングローバル戦略研究所主催の『農業ビッグバンの経済学 グローバル化と人口減少時代の農政改革』と題して、元農水省ガット室長の山下一仁氏による講演会が新丸ビルコンファレンススクエアに於いて開催された。日本の農業政策は、WTO・FTA交渉の障害になっているばかりか農業衰退の原因にもなっている、減反政策は高い米価格と補助金の二重負担を国民に強いている、少子高齢化と人口減少によって益々減少する国内需要のみを対象とする限り日本農業は縮小し、食料安全保障に不可欠な農業資源は減退するというのが同氏の持論である。食料・農業政策を抜本的に転換することを求め、減反政策を廃止し米価を下げ、一定規模以上の企業的農家への直接支払いの導入を勧めている。兼業農家から企業的農家へ農地を集中させ、価格競争力を高めることで高関税による保護は必要でなくなり米輸出も可能になると説く。

1960年～現在迄日本の農業は衰退の一途

- ・農家550万戸1400万人、耕作面積600万ha、
- ・食料安全保障に必要な不可欠な農地面積
609万ha + 105万ha（農地造成）
461万ha 250万ha（転用と耕作放棄で）
- ・GDPに占める農業の割合 9% 1%
- ・65歳以上の高齢農業者比率 1割 6割
- ・第二種兼業農家の割合 32% 63%
- ・65歳未満の男子のいる専業農家は 1割以下
- ・耕作放棄地 39万ha（東京都の面積の1.8倍）
- ・米の消費量は過去40年で半減、更に減少
2050年頃には現在の900万ト 350万トへ

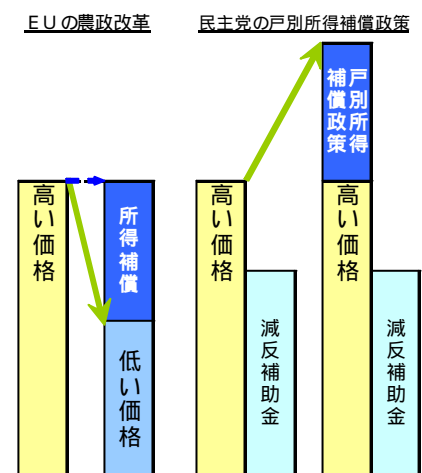
民主党の戸別所得補償政策の問題点

1960年から現在まで日本の農業は衰退の一途を辿ってきた。嘗て農家550万戸1400万人、耕作面積600万haであった。今やGDPに占める農業の割合1%、65歳以上の高齢農業者の比率は6割を占め、第二種兼業農家の割合も63%、65歳未満の男子のいる専業農家は1割もない。日本は少子高齢化と人口減少で米の消費量は過去40年で半減し、2050年頃には現在の900万トンから350万トンへ、米総消費量はダブルで影響を受けると予想する。国内消費が伸びない中、WTO交渉FTA交渉で農産物関税を引き下げ、国内価格の引き下げが必要と説く。

今までの価格維持政策より、農地の集約を図り規模拡大によりコストを低減させれば所得は向上する。高コストの零細兼業農家は農地を貸し出し、直接支払いを一定規模以上の企業的農家に交付する。小農切捨てのように思えるが、農地の出し手である所有者にも支払う地代の上昇で、零細農家にも補助金（直接支払い）の効果は及ぶと見る。現在小農は兼業で豊か、思うように規模拡大できない主業農家のほうが貧農。EUの直接支払いは90%農地の所有者に帰属した。消費者負担型の農政から財政負担型農政への転換を訴える。

戸別所得補償制度は、価格支持政策を維持・強化したままにして財政支出を加えるもので、EUと根本的に違う。価格を下げるのであるから消費者負担は変わらない。そして納税者負担が加わり国民負担は高くなり、政策への消費者の支持は得られない。零細な兼業農家は、米価が下がっても財政から補填がある以上農業を続けてしまい、農地の集約は望めない。農地の“貸しはがし”という事態が起きている。EUでは穀物価格の低下は飼料用という新たな需要を取り込んだ。アメリカからの輸入から域内穀物で代替したこと等で、消費が伸び在庫は92%減少した。日本も価格を引き下げること

（次ページへ続く）



費は増加し新たな需要を取り込むことが可能。望ましくない過剰在庫を市場から買い入れることでなく、価格引下げで消費を伸ばすことが有効と。

日本農業の農力を活かし、更なる政策転換が必要

国内の食用の需要は減少するがグローバル化の中、人口が多く所得の高い東アジアの食用の需要は増加し、更に中国は農村部と都市部の所得格差は1:3.5と言われ、また、農家の平均耕作面積は0.3ha/戸で農業コストは高くなり、国際価格は上昇し日本の農産物輸出のチャンスが生まれるとみる。日本列島は南北に長く、季節性、農繁期と農閑期があり雇用労働に工夫が必要だが、九州から北海道までこの特徴を活かしている加工業者としてカルビーや、生産者として農業参入してブロッコリー等を生産しているドールがある。サトウキビと甜菜糖を同時に生産できる国は珍しく、中山間地の農業も標高差や、日中の寒暖の差を活用すれば必ずしも条件不利ではない。如何に活かすか工夫をする事が重要で、活かすには農家以外の知恵、農家以外の企業の農業参入の知恵と資本力に期待する。

農地政策もゾーニングで都市的利用と農業的利用を区別し、農地転用を厳しくする必要がある。日本の都市計画法、農振法(農業振興地域の整備に関する法律)は、ヨーロッパのような厳格な運用とは程遠い。規制緩和で一般の会社も農地を利用して農業経営が可能になったが、更なる農地法の規制緩和が必要と。また農協制度の改革にも触れている。農協に対する独禁法適用除外の見直し、新規農協設立可能など、将来は専門農協と地域協同組合という組織へと制度・規制改革にも話は及んだ。金があっても食料を買えない時代が来ると、どう対処するか?農地面積の確保が重要である。輸出によって生産拡大し農地保全・資源を守り、直接支払いによる強い農業への構造改革に賭けるべきと、財政負担型の農政を訴えた。

特惠税率(GSP)制度の見直しで中国製品値上がりへ

日本が発展途上国からの輸入品を対象とする一般特惠関税制度(GSP)を見直す方針であるのを受け、中国企業の対日輸出への影響が懸念される(共同通信等8/18)。中国は、特惠関税の利用が他国に比べて圧倒的に多く、安価を売り物に国内市場を席卷する中国製品の価格が上昇する公算が大きくなった。価格に厳しい消費者が増える中では直ちに価格へ転嫁するのは難しく、今しばらくは円高で影響は少ないが、安い農産物も輸入できなくなる可能性も高い。輸入業者の間に混乱も生じそうだ。政府内では、経済成長が著しく国際競争力も先進国にひけを取らない中国を、他の途上国と同様に扱うことを疑問視する声が強まっていた。

日本企業にとってのマイナス影響も含め、早くも各業界から懸念の声が上がっているが、最も影響が出るのが紡績・アパレル業界との見方が出ている。肥料や農産物にもその影響が。政府は発展途上国の一国当たりで利用可能な特惠枠の上限を現在の20%から10~15%に引き下げる方針で、来年からの実施を目指す。今回の改正は中国製品が特惠関税を利用するケースが極めて多く、各国で共有する特惠枠を独占している状態を是正するのが狙いという。最近中国からの業務用の農産物の輸入価格が上昇し、将来のコストアップを見込んで国産化や自社生産に進出している食品加工業者もある。こうした状況の中で、GSPが改正された場合、日本のバイヤーが増加した輸入コストを中国企業側に転嫁するようなことになれば、日本からの受注を敬遠する中国企業が増える可能性があり、日本企業にとってのマイナス影響にも関心が集まっている。

* 特惠税率(GSP)制度とは、特別特惠関税(LDC)制度に対比した場合に言われるもので、開発途上国(または地域)を原産地とする鉱工業産品および農水産品の一定品目の輸入に限っては、関税率を通常の率よりも低い特惠税率(GSP)を適用することによって、開発途上国の工業化と経済発展の促進を援助するという国際的途上国支援制度のことである。

9月になっても、まだまだ暑い日が続いていますね。秋物の洋服が店頭で並んでいますが、この暑さでまったく手に取る気がしません。秋物衣料を既にセールし始めたところもあるとか。今年は夏服から冬のセータに、一気に衣替えがもしれませんね。

編集局長：小田原次洋 アシスタント：助川尚子

電話：03-5802-2011/E-mail：macjournal@mcagri.co.jp URL <http://www.mcagri.jp>